

○嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議設置要綱

平成30年3月30日

飯塚市告示第89号

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。)第6に規定する定住自立圏共生ビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定し、又は変更するにあたり、ビジョンの内容について民間事業者、地域の関係者等の意見を幅広く反映させるため、嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議(以下「検討会議」という。)を飯塚市に設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、飯塚市長(以下「市長」という。)の求めに応じ、次の事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) ビジョンの策定又は変更に必要な事項の検討に関すること。
- (2) ビジョンの進行管理に必要な事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 推進要綱第5に規定された政策分野の関係者
- (2) 嘉飯圏域住民の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 会長は、検討会議において聴取した各委員の意見を取りまとめ、市長に提出する。

4 検討会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、検討会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、行政経営部総合政策課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。